

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める件案（仮称）」概要について

1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- 改正法により、派遣元責任者が、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに限定されることに伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「派遣則」という。）に厚生労働大臣が定める講習を受講している旨の基準を設ける予定である。
- このため、当該厚生労働大臣が定める講習を定める必要がある。

2. 概要

- 上記の厚生労働大臣が定める講習は、以下の要件を満たしたものとする。
 - ・ 講習機関の施設、設備、講習の実施方法その他の講習に関する事項が、講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - ・ 講習機関の経理的及び技術的な基礎が、講習の適正かつ確実な実施に足りるものであること。
 - ・ 当該告示において規定された実施機関において行われるものであること。

3. 根拠法令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案による改正後の派遣則第 29 条の 2

4. 適用期日

平成 27 年 9 月 30 日（予定）